

東京土建国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルスの感染症の影響により、生活が著しく困難になり、次のいずれかの要件を満たす方は**保険料が減免**となります。

【対象となる保険料:2020年2月から2020年9月分まで(8カ月分)】

①主たる生計維持者(世帯主)が死亡した組合員

⇒ **保険料を全額免除**

※新型コロナウイルス感染症で死亡したことを証明する書類が必要です。

②主たる生計維持者(世帯主)が重篤な傷病を負った組合員

⇒ **保険料を全額免除**

※新型コロナウイルス感染症で入院したことを証明する医師の診断書が必要です。

③組合員の収入減少(※)が見込まれる組合員

⇒ **保険料の全額又は一部を減額**

※収入減少について

組合員の事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込みであること。

- **収入の減少率に応じた下記の減免割合を基準に免除期間を決定します。**

収入の減少率	保険料の減免割合
50%以上	全額(8カ月相当分)
40%以上 50%未満	3/4(6カ月相当分)
30%以上 40%未満	2/4(4カ月相当分)

※2019年の収入及び2020年の収入の減少を証明する書類等が必要です。

※収入減少の主な原因が離職・転職等によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合は対象になりません。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、ご所属の支部または東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)にお問い合わせ下さい。

なお、申請の窓口はご所属の支部になります。